

岡山県農林水産総合センター農業大学校 GPA 制度の取扱いに関する要項

平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要項は、岡山県農林水産総合センター農業大学校（以下「本校」という。）の教育課程におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という）制度についての必要な事項を定め、教育課程を通じての学習到達度を客観的に評価することにより、学生の学修意欲を高めるとともに、きめ細かな履修指導に資することを目的とする。

(成績の評価)

第 2 条 本校校則第 20 条に定める履修科目の評価に与えられる数値グレード・ポイント（以下「GP」という。）は次表のとおりとする。

評価	試験等の点数	G P	合否
優	80 点以上	4	合格
良	70 点以上 80 点未満	3	
可	60 点以上 70 点未満	2	
不可	60 点未満	0	不合格

(GPA 対象科目・単位数)

第 3 条 対象科目・単位数は本校「教育計画」に定める授業科目と単位数とする。

(不合格科目再考査の取扱い)

第 4 条 不合格と評価されたのちに再考査により合格し単位を取得した場合には、再考査によって得た評価と単位数を GPA に算入し、不合格の評価及び単位数は除外するものとする。

(GPA の算出方法)

第 5 条 GPA は、次の式により計算するものとし、算出された数値が小数点以下二位未満の端数があるときは四捨五入し、少数点以下第 2 位まで表記するものとする。

$$\text{GPA} = (4 \times \text{「優」単位数} + 3 \times \text{「良」単位数} + 2 \times \text{「可」単位数} + 0 \times \text{「不可」単位数}) \div \text{総履修登録単位数}$$

(細則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、GPA の取扱いに関し必要な事項は校長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度に入学する者から適用する。